*金融リテラシー****ってなに？***

**Next Page⇒**



金融リテラシー



**Ⓒ2014 大阪府もずやん**

学

ぼ

う。

今

こ

そ

18

歳

・

19

歳

の

あ

な

た

へ

*18歳以上のあなたは成年です！*

令和４年４月に民法が改正され、成年年齢が２０歳から１８歳に

なりました。

未成年者は、法定代理人（親権者等）の同意を得ずに契約を

行った場合、「未成年者契約取消権」により取り消すことができますが、

成年を迎えるとその権利は行使できません。

そのため、自己の責任において契約トラブルを回避する術を

身に付ける必要があります。

その中でも、金銭トラブルを避けるために必要な金融に関する知識や心構えなどを「*金融リテラシー*」といいます。

*信用と借金*

学

ぼ

う

日頃行っている商品またはサービスの購入は、販売業者や金融機関との契約です。特に消費者の「信用」に基づいて提供されるサービスを「消費者信用」と言います。



　ローンもクレジットも借金です。借りたお金は当然に返済しなければ

なりません。借金によって、将来の生活が制約される可能性があるため、

返済計画を立てた上で利用することが必要です。

また、キャッシュレス決済を利用する場合は、支出の感覚が薄れやすいので、収支の管理は特に注意しなければなりません。

2

*信用情報と信用情報機関*

学

ぼ

う

延滞した情報が登録されている消費者との取引はリスクがあるため、

新しくクレジットカードが作れない、利用ができない、または新たにローンが組めないなど金融機関が契約を敬遠する場合があります。

信用情報を傷つけないよう無理のない範囲での利用が大切です。

「信用情報」とは、主に次の３つの情報のことです。

消費者信用において、金融機関が契約の可否などを判断する

情報の一部として、審査を行う際に確認します。

・本人を特定するための情報（個人情報）

⇒名前、生年月日、住所、電話番号、勤務先など

・取引に関する情報

⇒契約の種類、契約日、契約金額や借入残高など

・取引から発生する情報

⇒延滞状況や債務整理等の措置情報など

「信用情報機関」とは、金融機関から登録される消費者と取引した際の信用情報を管理・提供している機関です。

実際の取引事実に基づいた客観的な情報によって、消費者信用における適切な取引が実現しています。

**①消費者が消費者信用契約を金融機関に申込みます。**

**②金融機関は契約の可否を審査するため、**

**信用情報機関に消費者の信用情報の照会をします。**

**③信用情報機関は、②の照会に基づき消費者の信用情報を金融機関に提供します。**

**④金融機関が契約可能と判断した場合は、**

**消費者信用（ローン・クレジット）を消費者に提供し、**

**速やかに当該契約内容を信用情報機関に登録します。**

**※自分の信用情報は、信用情報機関に開示を求めると、**

**確認することができます。**

**※返済が遅れると延滞した情報が登録され、延滞が続く限り**

**その情報は抹消されません。**

**消費者信用（ローン・クレジット）利用の流れ**



3

*元金と利息*

学

ぼ

う

金銭的対価として利息の後に、残額が元金に充てられるため、

一回の返済額が少ない場合は、借金が少しずつしか減らず、

結果として返済すべき総額は増えてしまいます。

借入れにあたっては、

・必要最小限の金額であること

・借入期間を短くすること

・一回の返済額を可能な限り増やすことを意識することが大切です。



**金利の上限について**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **金 額** | **～１０万円未満** | **１０～１００万円未満** | **１００万円～** |
| **金 利** | **年２０％** | **年１８％** | **年１５％** |

金融機関は、ローン契約やクレジット契約のサービスを提供することで、

「利息」や「手数料」などの金銭的対価を得ます。

消費者は、借金の残高を基に計算される利息などを加えた金額を

返済しなければなりません。

なお、金融機関が本人の年収などの情報をもとに貸付可能額の審査を

行うため、無制限にお金を借りることはできません。

金利についても、金額によって上限が設けられています。

4

*保証人と連帯保証人*

学

ぼ

う

**「連帯保証人」は、返済に関して債務者と同一の立場として**

**借金の返済をしなければならず、これらの権利は認められていません。**

**催告の抗弁権 … 債権者が保証人に返済を要求した場合に、**

**債務者へまずは請求するように主張する権利**

**検索の抗弁権 … 債務者に返済能力があり、その返済が**

**容易であることを証明・主張する権利**

**分別の利益 … 保証人が複数人いる場合に、等しい割合で**

**借金の返済義務を負うことができる利益**

**債権者**

**債務者**

**債務者**

**債権者**

**保証人**

**保証人**

先に債務者に請求して

債務者が

払えるようだ

**請**

**求**

**請**

**求**

**保証人**

**保証人**

**保証人**

**債権者**

複数の保証人で均等に返済義務を分別

「保証人」も「連帯保証人」も、借金をした本人(債務者)が返済を

しない場合、代わりに返済する義務を負うのは同じですが、

貸主(債権者)に主張できる権利に明確な違いがあります。

保証人(連帯保証人)の返済義務は、債務者が借金を返済できなく

なって、自己破産した場合でもなくなることはなく、債務者に代わって

返済しなければなりません。

保証契約は、必ず本人の同意のもとに契約されるため、

自身が知らないところで保証人(連帯保証人)になることはありません。

親しい間柄の家族や友人であっても保証人(連帯保証人)を頼まれた場合には、契約内容をしっかり確認した上で判断することが必要です。

5

*お金を借りる前に・・・*



**【参考文献】日本貸金業協会　発行**

**「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK 21の疑問」2023年版**

**※日本貸金業協会では「貸付自粛制度」を実施しています。**

**詳しくはこちらまで 　　　⇒**

**（ナビダイヤル0570-051-051）**

***お問合せ先***

**大阪府 商工労働部　中小企業支援室**

**金融課　貸金業対策グループ**

***電話番号***

**（06）6210-9506　受付時間： 9：00～18：00**

**(土曜日･日曜日･祝日及び12/29～1/3を除く)**

**借金が返済できなくなった場合には、解決方法として法律に基づく制度があります。**



**無料の相談窓口はこちらから**

[**https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin\_riyousha/index.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/kashikin/kashikin_riyousha/index.html)



ローンやクレジットなどは、無理のない返済計画で利用し、

返済が困難にならないよう心がけることが重要です。

心がけていたとしても、返済が困難になる場合もあります。

困ったときに、ただ悩んでいても問題は解決しません。

借金がどんどん増え続けるだけです。

ひとりで悩まずに、一刻も早く相談しましょう。

*借金がふくらんでしまった・・・*

**現在貸金業登録を受けている貸金業者の確認はこちらから**

[**https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin\_kakunin/index.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/kashikin_kakunin/index.html)



法律に違反する悪質な「ヤミ金融業者」を利用しないようにするために、まずは国または都道府県で登録を受けている業者かどうかを必ず確認

しましょう。

大阪府 金融課 貸金業対策グループのホームページでは、

貸金業の登録を受けている貸金業者の一覧を掲載しています。